

2010年(平成22年)8月5日
放送と人権等権利に関する委員会決定 第44号

権利侵害申立てに関する委員会決定

申立人 A
被申立人 株式会社 テレビ朝日

苦情の対象となった番組

『報道ステーション』(月～金 午後9時54分～11時10分)

特集「身近に潜む境界トラブルの悲劇 住宅地の惨劇はなぜ起きた」

放送日時

2008年12月23日(火)午後10時48分過ぎから約15分間

本決定の概要

(決定の概要)

テレビ朝日は、2008年12月23日放送の『報道ステーション』において、同年11月に長野県上田市で夫婦が殺害され、隣家の男が逮捕された事件を取り上げ、特集「身近に潜む境界トラブルの悲劇 住宅地の惨劇はなぜ起きた」(以下「本件放送」という)を放送した。

これに対して、申立人は、本件放送において、申立人の両親である被害者夫妻が長年にわたって加害者やその親族に対して嫌がらせをしてきたことが加害者の殺害の動機を形成したかの真実に反する内容が放送されたことによって、被害者夫妻およびその子供である申立人自身の名誉が毀損され、あるいは申立人の被害者夫妻に対する敬愛追慕の情が侵害された、また、本件放送が近隣住民から聴取した内容の真実性等に十分配慮することなくそのまま放送したことは、事実を正確に、かつ公平に報道すべきであるという放送倫理に違反すると主張して、放送内容の訂正と謝罪を求めて本件申立てを行った。

審理の結果、被害者夫妻が、自分の土地に加害者の車が入ることを嫌がって、加害者自宅から公道へ出るために通過する路地の屈曲箇所付近に障害物を置いて通行を妨害しようとした事実、また、事件当日、障害物を置いた上で、被害者(妻)が加害者の様子をうかがい、加害者を写真撮影しようとしていた事実が認められた。また、こ

うした被害者夫妻の行為が加害者による本件犯行の動機形成に影響したことは、加害者に対する刑事事件判決においても指摘されているところである。こうした認定に基づき、委員会は、これらの点に関する本件放送の報道内容は、主要な部分において真実であり、または真実と信じるにつき相当の理由があったといえ、申立人に対する名誉毀損に当たらず、その他の違法もないと判断する。したがって、訂正放送、謝罪放送はいずれも必要がない。

他方、委員会は、とりわけ本件放送が一般的な隣人トラブルにとどまらず殺人事件という深刻な犯罪を取り扱うものであったことを考慮すれば、取材段階においては、少なくとも申立人ら遺族など被害者関係者と接触を試み、その言い分も聴取するなどの被害者保護の観点からの積極的姿勢が求められる場合であったにもかかわらず、そうした努力をしていなかった点において被害者に対する配慮に欠けるところがあり、また、編集・放送段階においては、被害者夫妻が非常識であったといったイメージを与えかねない放送をする一方で、加害者の側の問題点には一切触れなかったため、被害者側への配慮に乏しく、公平性を欠く内容になっていることが否定できないものと認めた。

このように、本件放送は、取材や編集・放送の各段階において被害者夫妻および申立人ら遺族に対する配慮に欠ける点があったものと認められ、「放送倫理基本綱領」が「報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない」とし、民放連の報道指針が「事件の被害者に対し、節度をもった姿勢で接する」としていることに照らして、放送倫理上問題があると判断する。

したがって、委員会は、被申立人に対し、本決定の趣旨を放送するとともに、今後は、報道においてより正確性、公平性を確保するよう留意して真実を追求し、かつ被害者等の名誉と生活の平穩のいずれをも害することのないよう公平な取材・報道をするよう十分配慮することを要望する。

(決定の構成)

本委員会決定は、以下の構成をとっている。

事案の内容と経緯

- 1 申立てに至る経緯
- 2 放送内容の概要
- 3 申立人の申立ての要旨
- 4 被申立人の答弁の要旨

委員会の判断

- 1 苦情申立てが期限内に行われなかったことについて

- 2 申立人が名誉毀損等にあたることを主張する事実
 - 3 これらの事実についての検討
 - 4 名誉毀損等の成否
 - 5 放送倫理上の問題
 - 6 小括
- 結論と措置
審理経過

事案の内容と経緯

1 申立てに至る経緯

2008年11月、長野県上田市で夫婦が殺害され隣家の男が逮捕される事件が起きた。テレビ朝日の『報道ステーション』は、およそ1か月後の12月23日（火）にこの事件を特集で取り上げ「身近に潜む境界トラブルの悲劇 住宅地の惨劇はなぜ起きた」を放送した。

殺害された夫婦は申立人の両親である。申立書によれば、申立人がテレビ朝日に抗議をした経緯は以下のとおりである。

申立人は本件放送があったことを放送当日に友人からの電話で知ったが、放送内容は聞かなかった。その後インターネットを調べたところ、本件放送を見た人物が「殺されても仕方がないのでは」といった書き込みをしているのを見つけた。2009年1月中旬頃にテレビ朝日のホームページで動画配信されている本件放送を初めて見たが、放送内容は真実とあまりに異なっていた。抗議する方法がないかと考え、ネットで検索した結果、放送倫理・番組向上機構〔BPO〕の放送人権委員会の存在を知った。委員会へ申し立てするには、まず放送局へ苦情の申立てをしなくてはならないとあったが、どのように抗議したらいいか分からず時間が経過した。2009年4月2日に武井美央弁護士に相談し、同弁護士を代理人として同年7月10日付でテレビ朝日に訂正などを求める通知を送付した。

申立人の苦情の申立てに対し、テレビ朝日は放送内容に誤りはなく訂正には応じられないと回答した。このため、申立人は7月末ころからBPOに相談を始め、そのアドバイスにより、その後も代理人の弁護士とテレビ朝日の間で書面がやりとりされ、話し合いも行われたが、決着に至らなかった。

申立人は2009年11月17日付で本件申立書を委員会に提出し、委員会は12月の第156回委員会において、本件を審理対象とすることを決定した（本件申立てにあたり、局に対する苦情申立てが放送日から3か月以内という期限を経過してから

行われている点については「 委員会の判断」において委員会の見解を示す。

2 放送内容の概要

本件放送は、テレビ朝日から提出された同録DVDによると、概略以下のような内容と認められる。

なお、本件放送では加害者、被害者とも実名を使用しているが、本決定では実名を表示する必要がないので、「加害者」、「被害者（夫妻）」との呼称で統一することにした。

<スタジオ前説>

古舘キャスターが「特集に移らせていただきます」と言って、山口アナウンサーを紹介する。山口アナウンサーは、「先月長野県上田市で老夫婦が殺害されまして、隣に住む45歳の男が逮捕されるという事件がありました」と述べ、被害者の家と加害者の家が写った写真パネルを示した上で、「その間を通るこの細い道に実は境界線がありまして、この場所を1台の小さな車が通っていたということが事件の引き金になっていました。そして、このような境界線をめぐるトラブルが起きかねないような現状が日本全国にあることがわかってきました」と述べ、VTRに入る。

<VTR>

VTRは騒然とした事件当日の映像で始まる。画面右上に「住宅地の境界巡り…隣人トラブルが殺人事件に」というスーパーが<スタジオ後説>まで出される。事件のあらましが伝えられ、近所の住民の「いつかはこうなると思ってたって、みんな言う」などという声が流れる。

「なぜ事件は起きたのか?」、「自分の土地に加害者の車が入るのを嫌った被害者夫妻は、この場所に鉄の棒を立てていたという」などとナレーションが続く。現場で山口アナウンサーから鉄の棒がどこにあったか尋ねられた住民は、路地の中途、被害者の所有地の角地部分を指し示し「だから、この上だわい」と答え、さらに「(鉄棒を)倒すと、これがこういうふうになるから」などと話す。

再び事件当日の現場の映像に戻り、路上にある使い捨てカメラの映像が出て、住民の「カメラ持ってて、あれしたんでしょ。踏むところを撮ろうと思っているのを見たんでしょ」というインタビューが流れる。

加害者が乗っていたのと同じ車種の車を使って、現場の路地の屈曲部分を通行できるか検証が行われ、車は被害者の所有地の角に番組スタッフが立てた棒を倒す。山口アナウンサーは「ここを踏まないで、やっぱりこの場所を通過することができません」と述べる。

「両家の確執は、加害者が幼少の頃、40年前に遡るという」とナレーションがあ

り、住民の「(加害者の両親が)うちを造るときに、足場を作る職人さんが被害者の方へ入られたとか」、「そんなことあり得ないんだけど、道をはさんでこっち(被害者の家)の甘柿に(加害者の家の)渋いのが移って渋くなっちゃうと」などというインタビューが流れる。

さらに加害者について、「トラブルが絶えない環境で育った」、「大学卒業後、市内の製造工場に就職。しかし、その直後より、新たなトラブルが生まれたという」、「毎日車で通勤していた加害者、出勤と帰宅のたび争いは続き、ついに悲劇は起きた」、「『長年にわたって嫌がらせを受けていた。いつか殺してやろうと思った』と供述しているという」などとナレーションが続く。

ここで放送は一転して、「なぜ隣人トラブルが殺人事件にまで発展したのか」という問いを発したあと、土地の境界を示す公図から新たな事実が浮かび上がったとして、35年ほど前、加害者の父親が狭い路地を車で通行するため、路地に沿って幅1メートル、長さ14メートルの土地を被害者の実家から買っていたと伝える。山口アナウンサーが立ち会った土地家屋調査士に対し、「被害者の車も加害者の買っていた土地を踏んでいた可能性はありますか?」と問いかけると、土地家屋調査士は「十分推定は出来ますね」と答える。

「両家の間には境界線をめぐる言い争いが絶えなかったという。しかし、境界線を記す唯一の資料が明治時代に作成された公図であるため、境界線を明確にするには大規模な測量が必要だ」とナレーションが流れる。

現場周辺では境界線をめぐるトラブルが多数起きていることや、公図と現状にずれがあるため隣家の裏庭の固定資産税を払い続けている男性の事例などが伝えられる。境界トラブルを解決するため、全国34か所に当事者間の話し合いを支援する専門機関があると紹介し、日本土地家屋調査士連合会副会長の「相談していただきたいと思います」というインタビューで、VTR部分は終わる。

<スタジオ後説>

山口アナウンサーが「まさにこの境界線トラブルが招いた事件といえると思うんですよね」と述べ、再度境界問題相談センターを紹介し、その電話番号がスーパーで示される。山口アナウンサーと古館キャスターとのやりとりがあって終わる。

3 申立人の申立ての要旨

申立人の申立ての内容は、申立書等によると以下のとおり要約できる。

(1) 名誉毀損、敬愛追慕の情の侵害および所有権侵害(権利または法的利益の侵害)

被申立人は、本件放送において、申立人の両親が加害者によって殺害された事件を放送した。その内容は、被害者夫妻が、長年にわたって、加害者やその親族に対して

嫌がらせをしてきたことが、殺害の動機を形成したかのような内容になっている。

しかし、被害者夫妻が、長年にわたり、加害者やその親族に対して嫌がらせをしてきた事実は存在しない。本件放送はこの点において、申立人の両親である被害者夫妻の社会的評価を著しく低下させるものであって、同人らの名誉を毀損すると同時に、「長年にわたって、近隣住民に嫌がらせをしてきた人物の子」、「常識のない人物の子」として申立人自身の社会的評価を低下させて、その名誉を毀損する。

申立人ら遺族は、犯罪被害者として大きな精神的苦痛を被っているところ、本件放送とこれを見た視聴者による心ない誹謗中傷によって、両親に対する敬愛追慕の情を著しく侵害され、より大きな精神的苦痛を被った。

また、本件放送のライターが「検証」と称して許可なく無断で被害者(妻)所有の土地に立ち入ったことは、申立人をはじめとする被害者の相続人の土地所有権を侵害する。

(2) 放送倫理違反

本件放送では、近隣住民から聴取した内容を何らの注釈もなく、そのまま放送しているが、近隣住民から聴取した内容が真実であるかどうかについて全く配慮していない。犯罪被害者の権利保護を真っ向から否定するものである。

「報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない」(放送倫理基本綱領 NHK・民放連制定)ところ、本件放送はこれに違反する。

(3) 放送局への要求

『報道ステーション』において、放送内容の訂正と謝罪を求める。

4 被申立人の答弁の要旨

上記申立てに対する被申立人の答弁の要旨は、以下のとおりである。

(1) 名誉毀損、敬愛追慕の情の侵害および所有権侵害について

本件放送の企画の意図は、隣人トラブルによって老夫婦が殺害された事件を取材し、これを手掛かりとして明治時代に作成されたままの精度の低い図面(公図)に起因する紛争が各地で起きていることを伝え、その解決方法を提示することにあった。

本件事件で、被害者と加害者の間にトラブルが存在していたことは事実である。したがって、申立人の両親の社会的評価を低下させたとしても、摘示した事実が虚偽とはいえない。また、申立人の両親に対する敬愛追慕の情を受忍しがたい程度に害したとはいえず、不法行為には該当しないと考える。

放送では、申立人についてはなんら言及していないので、申立人に対する名誉毀損の不法行為は成立しない。仮に申立人の社会的評価を低下させるものであっても、報道の公共性、公益目的および放送した内容が真実であるか、真実と信じるにつき相当性があり、違法な権利侵害はない。

所有権の侵害については、自動車を使った検証を撮影するにあたり、リポーターが短時間だが自動車を除けるために無断で立ち入る形になったが、その点についてはすでに謝罪している。

(2) 放送倫理違反について

現場周辺は住宅密集地で、大都市と違って近所付き合いやコミュニケーションが濃密な地域である。取材した住民は、加害者・被害者と毎日顔を合わせるほどの距離に住んでいる人々だった。この近隣住民の複数の人が、加害者・被害者のトラブルについて概ね同じ内容の証言をしている。客観性は担保されており、これらの人が意図的に嘘の証言をしたり、一方だけを貶めるような証言をするとは考えられない。さらに、警察当局や加害者の弁護士からの取材内容も、近隣住民の証言を裏付けるものだった。取材や放送にあたっての放送倫理違反はない。

(3) 放送局への要求について

謝罪、訂正放送が必要な放送内容ではないと考える。

委員会の判断

委員会は、本件放送の録画を視聴したうえで、申立人、被申立人から提出された申立書、反論書（以上申立人）、答弁書、再答弁書（以上被申立人）、関連資料（刑事確定訴訟記録法に基づき委員会が正式に入手した判決書を含む）等を検討し、さらに両者へのヒアリングを経て、以下のとおり判断する。

1 苦情申立てが期限内に行われなかったことについて

委員会運営規則第5条第1項(4)によれば、「審理の対象となる苦情は、放送された番組に関して、苦情申立人と放送事業者との間の話し合いが相容れない状況になっているもので、原則として、放送のあった日から3か月以内に放送事業者に対し申し立てられ、かつ、1年以内に委員会に申し立てられたものとする」とされている。

このような規則が設けられた趣旨は、「言論と表現の自由を確保しつつ、視聴者の基本的人権を擁護するため、放送への苦情や放送倫理上の問題に対し、自主的に、独立した第三者の立場から迅速・的確に対応」する（放送倫理・番組向上機構規約第3条）

ため、苦情申立人と放送事業者との間の話し合いによる解決を促すとともに、放送事業者と委員会への苦情申立てについてそれぞれ一定の期間を定めることによって、迅速・的確な対応を図るというものである。しかし、期限を過ぎれば一切受け付けないということではない。その趣旨に照らして考えれば、規則に「原則として」とあるのは、「上記期間内に申立てできないことなどの『特段の事情』がない限り」と解するのが相当である。そして、この「特段の事情」という例外事由があれば、期限が過ぎていても受理することができる」と解釈している。

たとえば、委員会決定の先例においても「当委員会発足から10年余の間における通信の発達著しく、放送事業者においても、放送した番組そのもの、あるいは文字情報に転換したものをインターネットを通じて発信することが多くなってきており、それによる人格権侵害、倫理違反がもたらされる可能性が生じていることは否定できない事実であり、運営規則の解釈も実態に即して弾力的に行う必要がある」との考え方を示しているところである（委員会決定第38号「広島県知事選裏金疑惑報道」事案）。

本件では、申立人が放送事業者に対する苦情申立てを行ったのが期限後であったことは明らかである。

しかし、この点について申立人は、本件放送を放送日（2008年12月23日）に視聴したのではなく、2009年1月中旬頃、インターネット配信によって視聴し、そのときはじめてその問題性を認識したと説明している。事実、本件放送は、被申立人のホームページ上の『報道ステーション』特集の動画サイトで視聴可能であった。申立人は、その後、委員会の存在を知り、本件申立ての事前手続として、弁護士に相談するなどの具体的行動をとったうえで、同年7月10日付で被申立人に対する抗議に至った。被申立人はこの抗議を受けて、7月13日にホームページ上の動画サイトから本件放送を削除したが、申立人に対する謝罪や訂正放送はなかったことから、申立人は、規則どおり本件放送日から1年以内である2009年11月17日に本件申立てに至った。

このように、インターネットによって放送内容がそのまま配信されているなどの事情があるときは、「放送のあった日から3か月以内に放送事業者に対し申し立てられ」たものでないとしても、委員会は「特段の事情」にあたるものとして、そのほかの事情を考慮するまでもなく、これを審理の対象とすることができるものと判断して審理入りを決定した。

2 申立人が名誉毀損等にあたりと主張する事実

申立人が、本件放送について、事実と異なる報道であるとして指摘する点は、次のとおりである。

自分の土地に加害者の車が入るのを嫌がった被害者夫妻は、この場所に鉄の棒を立てていたとのナレーションがある。申立人の親が鉄の棒を立てた事実はあるが、それは「自動車が所有地に入るのを嫌がっていたためではなく、勢いよく走り込んでくる自動車のスピードを抑制するため」であった。

また、鉄の棒を立てていた場所は、報道された場所ではなく、「境界よりも『本件畑』に入った場所、つまり境界よりももっと南西側（内側）」である。（以下「本件の点」という）

加害者が鉄の棒を自動車で押し倒していたとする住民のインタビューがあるが、加害者が鉄の棒を自動車で押し倒していた事実はない。（以下「本件の点」という）

申立人の母が加害者の車が畑に入るところを撮影しようとしていたとの住民のインタビューがあるが、申立人の母が加害者の運転する車を撮影した事実はない。（以下「本件の点」という）

加害者の運転する自動車が被害者所有の土地に乗り上げて鉄の棒を押し倒していた事実を検証するために使われた棒とそれを支える土台は、両親が立てていた棒と土台とは全く形状が異なる。（以下「本件の点」という）

被害者夫妻の家で植えていた甘柿に、加害者の家で植えた渋柿の渋が移って渋くなったとクレームをつけたという内容の住民のインタビューは事実に反する。（以下「本件の点」という）

「トラブルが絶えない環境で育った加害者」というナレーションについて、申立人にはトラブルが絶えなかったなどという記憶はない。「トラブルが絶えなかった」というのは事実に反する。（以下「本件の点」という）

「出勤と帰宅のたび争いが続き」というナレーションがあるが、加害者と被害者夫妻の間に何らかの争いが継続した事実はない。（以下「本件の点」という）

「境界線をめぐる言い争いが絶えなかったという」とのナレーションがあるが、境界線をめぐって争いがあったという事実はない。（以下「本件の点」という）

3 これらの事実についての検討

委員会は、まず、以上指摘された から までの各点について、それぞれ個別に検討することとするが、本件の犯行については、加害者は起訴されて、刑事裁判（長野地方裁判所上田支部平成20年（わ）第94号、平成21年（わ）第3号、第4号 住居侵入、殺人、現住建造物等放火被告事件）となり、2010年3月26日に被告人を無期懲役に処するとの判決（以下「本件判決」という）が言い渡されている。この裁判に申立人は被害者として参加し、本件申立てを相談した武井美央弁護士が参加人代理人として意見陳述等を行い、申立人の捜査機関に対する供述調書等も証拠として取り調べられている。

裁判はこのような形で審理が行われ、判決は検察官および被告人のいずれからも控訴されることなく確定している。したがって委員会の審理にあたっては、本件判決は関連資料として客観性が高いものと考えられるので、両当事者へのヒアリングの結果等とともに、同判決の事実認定をふまえ、これを参考にしながら検討した。

(1) まず前記本件 の点、すなわち、自分の土地に加害者の車が入るのを嫌がった被害者夫妻は、この場所に鉄の棒を立てていたとのナレーションに関して、申立人はこの報道は誤っており、被害者は通行を意図的に妨害したものではないと主張する。この報道は近隣住民に対するインタビューに基づくものであるが、本件判決は「被害者夫妻は、それまでも、本件路地の屈曲箇所周辺に、土台がコンクリート製の支柱を置いていたが、平成20年11月ころからは、……前記所有地内ではあるものの、本件路地の屈曲箇所付近にその支柱を置いた」、「同月21日午前7時40分過ぎころにも、被告人が本件路地の屈曲箇所を自動車で通過しようとしているのを分かっているながら、……再度それらの障害物を置くことによって、被告人の通行を妨害をしたことが認められる」と認定している。

もっとも、本件判決は、「被告人は、合理的な理由もないまま、風聞をそのまま信じ、被害者夫妻に対して憤懣の情を募らせていって、実際にも、……本件路地を速度を上げて自動車で行き過ぎたり」とも認定しているところであるが、上記判決の事実認定に照らせば、被害者が通行妨害の目的で土台付の鉄棒を立てていたとのナレーションは、事実と反しているとはいえない。

また、棒を立てた位置については、本件判決では、「(当初は)本件路地の屈曲箇所の『周辺』に、土台がコンクリート製の支柱を置いていた」が、「平成20年11月ころからは、……本件路地の屈曲箇所『付近』にその支柱を置いた」と認定している。支柱を置いたとして報道された場所は住民インタビューに基づくものであるが、判決では、本件犯行時には、「本件路地の屈曲箇所付近」であったと述べているのであり、申立人がいうように「境界よりも『本件畑』に入った場所、つまり境界よりももっと南西側」であったという認定にはなっていない。

(2) 次に本件 の点、すなわち、加害者が鉄の棒を車で押し倒していたとする住民のインタビューについては、被害者が上記のような通行妨害の目的で棒や石などを置いていたことと関連することではあるが、その内容は加害者の行動に関するもので、被害者の社会的評価に影響する事実ではない。

(3) 本件 の点、すなわち、被害者(妻)が加害者の車が畑に入るところを撮影しようとしていたという住民のインタビューについては、本件判決においては、犯行当日

の事実として「前記駐車車両の陰から被告人の様子をうかがい、被告人を写真撮影するなどしていた」と認定されているとともに、「犯行に至る経緯」としても、同様に、「本件路地の屈曲箇所付近に駐車されていた車両の陰からその様子を見ながら、その模様を写真撮影していた」と認定されており、実際にフィルムに写っていたかどうかにかかわらず、上記の住民のインタビューの内容が事実と反しているとはいえない。

(4) 本件 の点、すなわち、加害者の運転する自動車が被害者所有の土地に乗り上げて鉄の棒を自動車で押し倒していた事実の検証として使われた棒とこれを支える土台については、申立人提出の写真にある棒と土台と比較すると、土台の形状は異なるが、棒の長さはいずれも比較的長いものであって、棒と土台を全体として見ると、必ずしも検証目的からすれば「全く形状が異なる」ものというほどの違いとは言えず、不当な意図的設定をしたとまでは言えない。

(5) 本件 の点、すなわち、被害者夫妻が家で植えていた甘柿に、隣の加害者の家で植えた渋柿の渋が移って渋くなったというクレームをつけたという内容の住民インタビューについては、インタビューの対象者である当該住民も内容の真実性について「そんなことあり得ないんだけど」と述べていることから、被害者夫妻と加害者の親との間のトラブルの一例として、そのような噂があったことに触れたに過ぎず、噂があったという点に限って言えば必ずしも誤っているとまでは言えない。さらにそのようなクレームをつけたという事実の有無が被害者の人格に対する評価を左右するほどのものとも言えない。

(6) 本件 の点、すなわち、「トラブルが絶えない環境で育った加害者」というナレーションについては、その前後の部分と合わせて、被害者夫妻が加害者のみならずその親に対しても40年も前に遡って「長年にわたって嫌がらせを続けてきた人物」であるとの印象を与え、被害者並びにその子である申立人らを傷つけたと主張する部分である。

加害者において、被害者夫妻と加害者の親との間でトラブルが絶えないと「思い込んでいた」ことは、本件判決の「犯行に至る経緯」「量刑理由」において認められていることであるが、放送された内容としては、住民インタビューにおいて、加害者の親が40年前に家を新築した際に挨拶があったとかなかったという話と、(5)において触れた甘柿、渋柿の噂話だけである。しかも、その時期は古く、本件犯行との関連性も薄いばかりか、被害者への人格的非難を行ったものとは認められず、人物について社会的な評価に影響を及ぼすような具体的事実が摘示されているわけでもない。

(7) 本件 の点、すなわち、「出勤と帰宅のたび争いが続き」というナレーションについては、争いがいつ頃から始まり、どれくらいの頻度であったかは定かではないが、上記(1)、(2)、(3)のとおり、本件判決の事実認定によれば、大筋において事実と反する内容とは言えない。

(8) 本件 の点、すなわち、「境界線をめぐる言い争いが絶えなかったという」とのナレーションについては、境界線の位置が不明で、そのことをめぐって争いがあったという事実はないものの、本件判決においては、被害者夫妻が「本件路地の屈曲箇所の通過を避けてほしいなら、被告人ら家族と話し合うなり、それが差し支えるなら、民事上の種々の手続を踏んで解決すればよいものである」と認定されており、加害者と被害者夫妻との間のその屈曲箇所に関する軋轢は、被申立人が言う広義での「境界線をめぐる言い争い」と言えなくもなく、正確性に問題はあるものの、表現上の問題としてはあえて事実と反するとまでは言えない。

4 名誉毀損等の成否

申立人は、前記2の各論点(本件 から までの点)をあげながら、両親である被害者夫妻が「長年にわたって加害者一家に嫌がらせを続けてきた人物」と描かれたことによって、名誉毀損等の権利侵害を受けたと主張する。「事実と反する」と申立人が主張する各論点について、委員会が検討した結果は前記3のとおりである。

それらの点については、中には、個々の事実としては被害者もしくは申立人の社会的評価とかわりがないか、あるいはあえて問題とするまでのこととはいえない内容のものが含まれているものの、全体から受ける印象としては、被害者のとった行動が本件犯行の動機形成に影響があったとの見方を提示していると言える。それを報道することによって(死者の名誉毀損は成立するかの論点は残るとしても)申立人の両親である被害者夫妻の社会的評価を低下させ、さらに、被害者夫妻の子である申立人の社会的評価に一定の影響を及ぼし、同時に申立人および遺族の被害者夫妻に対する敬愛追慕の情を侵害するものであることは否定できない。

被申立人は、申立人自身は放送において名指しはされていないから申立人の被害はないとも主張しているが、一定の範囲の視聴者からすれば申立人が被害者夫妻の子であることが特定できる以上、申立人の社会的評価の低下の有無、両親に対する敬愛追慕の情への影響を論じることは可能である。

そこで、これら申立人が名誉毀損および敬愛追慕の情の侵害にあたりと主張する事実の摘示について、真実であることの証明、または真実と信じるについて相当の理由があるか、また、それをふまえて社会的な相当性を備えているかどうか、すなわち報道の違法、有責性が認められるかどうかについて判断することになる。

この点については、本件放送は、いわゆる隣人トラブルを原因とする住居侵入、殺人、現住建造物等放火事件についての犯罪報道を含むものであって、全体としては、公共の利害に関する事実に係り、もっぱら公益を図る目的でなされたものといえる。また、前記 から までのナレーションと住民インタビューについては、先に述べたように被害者の社会的評価にかかわりがないか、あってもその程度が問題とするほどのものではない事実も含まれているものの、犯行の動機形成に関連して被害者夫妻が加害者の車両の通行を妨害しようとしたことや、被害者（妻）が通行しようとする加害者を撮影しようとした行動などについて放送した内容は、先に述べたとおり被害者夫妻、ひいてはその子である申立人の社会的評価を低下させるものであるといえるし、程度はともかくとして、子である申立人の被害者夫妻に対する敬愛追慕の情を損なうものであったことは否定できないであろう。

しかし、本件判決における事実認定を踏まえ、これを参考にする限り、犯行の動機形成に対応する被害者夫妻の行動、さらに犯行時に近い時期における行動に関する報道としては、前記「3 これらの事実についての検討」において見たとおり、それらは大筋において、かつ主要な部分において真実であり、または真実と信じるにつき相当の理由があったといえることができる。また、40年も前に遡って言及したこともそれ自体としてはエピソードの域を超えてはならず、具体的事実を摘示することで人物に対する社会的評価を低下させるような内容とは言えないことを考えれば、いわれもなく被害者を「長年にわたって嫌がらせを続けてきた人物」として報道したものとはいえない。

したがって、本件放送によって名誉毀損は成立しないし、敬愛追慕の情の侵害も社会的相当性を逸脱する違法なものがあったとは言えない。

なお、申立人は、名誉毀損および敬愛追慕の情の侵害のほかに、リポーターが「検証」と称して許可なく無断で被害者所有の土地に立ち入ったことは、申立人をはじめとする被害者の相続人の所有権を侵害する旨を主張する。この事実に関しては被申立人もこれを認め、申し訳なかったと謝罪しているが、委員会としては「人権」にかかわる苦情を所掌としており、所有権に関する苦情は対象外であるので判断しないこととする（放送倫理・番組向上機構規約第4条(3)ア、委員会運営規則第5条第1項(1)、(2)）。

5 放送倫理上の問題

上記のとおり、委員会は、本件放送において名誉毀損もしくは相当性を越えた敬愛追慕の情の侵害があったとはいえないと判断するが、本件放送に何らかの放送倫理上の問題がなかったかどうかについて、以下にその判断を示す。

(1) 申立人の主張

申立人が、本件放送は放送倫理違反であると主張するところは、次のとおりである。

すなわち、本件放送は、近隣住民から聴取した内容を何らの注釈もなく、そのまま放送しており、その内容が真実であるか否か、また真実と信じるに足りる相当の理由があるかについて、全く配慮されていない。そのため、報道を見た視聴者に、本件放送内容が全部真実であると思込ませる内容となっており、本件放送は、事実を正確に、かつ公平に報道すべきという放送倫理に違反するというものである。

(2) 犯罪被害者報道に関する報道指針等

この点について、日本民間放送連盟の報道指針は、「取材・報道の自由は、あらゆる人々の基本的人権の実現に寄与すべきものであって、不当に基本的人権を侵すようなことがあってはならない。市民の知る権利に応えるわれわれの報道活動は、取材・報道される側の基本的人権を最大限に尊重する」としており、「犯罪報道にあたっては、無罪推定の原則を尊重し、被疑者側の主張にも耳を傾ける。取材される側に一方的な社会的制裁を加える報道は避ける」とも定めている。

同時に、この報道指針は、「事件・事故・災害の被害者、家族、関係者に対し、節度をもった姿勢で接する」としているし、犯罪被害者等基本法（平成16年12月8日法律161号）も、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」（第3条1項）としており、「国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮する……よう努めなければならない」との努力義務を課しているところである（第6条）。

このように犯罪報道にあたっては、一方で無罪推定の原則を尊重して被疑者側の主張にも耳を傾ける必要があるとともに、他方、事件の被害者等の名誉または生活の平穩を害することのないよう十分配慮することが求められているといえることができる。

(3) インタビュー構成について

本件放送のうち、申立人が名誉毀損および敬愛追慕の情の侵害であると指摘する前記2の から までのナレーションと住民インタビューは、近隣住民からの聴取りに基づき、その一部を住民インタビューの映像そのものとして用いて放送し（ 、 、 の住民インタビュー）また、住民インタビューを含む聴取り結果に基づく事実を報道したものであって、「第三者」取材をもとにした形の報道内容で、報道の客観性を確保する構成をとっている。

ただし、事件に直接関係のない近隣住民からの聴取りをインタビューという形式で放送し、さらに、インタビューを含む聴取り結果をナレーションとして放送する場合、これらは、いずれも犯罪報道としては、加害者、被害者およびその家族または遺族か

らの直接の聴取りでない点において、伝聞、噂話が入り込む余地がある。その報道にあたっては、単なる伝聞はもとより、噂話を紹介するものであっても、慎重さが必要である。たとえば噂があると放送した場合において、『『人の噂であるから真偽は別として』』という表現を用いて、……名誉を毀損する事実を摘示した場合、……事実の証明の対象となるのは、風評そのものが存在することではなく、その風評の内容たる事実の真否である』という判例（最高裁昭和43年1月18日判決刑集22巻1号7頁）がある。この法理は、事件の被害者の名誉または生活の平穩にかかわる事実を報道する場合にも十分に配慮されなければならないことである。

委員会は、本件放送においてインタビューを主とする構成を取ったこと自体を問題にするものではなく、また一般に事実を報道する上でインタビューを活用する意義を十分理解するものであるが、この形を取る場合には具体的事案に即して、それを使う必要性の判断やその使い方において、上記の意味での慎重さが要求されるものであることを、以下本件放送の倫理上の問題を検討する上での前提として指摘しておきたい。

(4) 取材段階における倫理上の問題

放送倫理上の問題を検討するに当たっては、委員会は原則として放送された番組の内容をもって判断するものである。しかしながら、その番組内容の問題が直接的に取材過程における問題に密接に関係するような場合には、その限りにおいて取材過程での放送倫理違反について判断することが必要かつ可能であり、過去の先例においてもそのように取り扱ってきたところである。本件事案においても、最初に取材段階における倫理上の問題についての委員会の見解を明らかにしておきたい。

本件放送が、犯罪被害者の言動に関し一定のマイナスイメージを与えるものであること、さらに主としてインタビュー構成によってその事実関係を報道していること、さらには本件被害者が残忍な方法で殺害されていること、被害者には申立人らきわめて近い親族がいることなどを考慮すると、本件放送が、先に述べたように名誉毀損など法的権利を侵害しているとは言えないとしても、被申立人は、被害者の名誉、生活の平穩に配慮するという姿勢が必要でなかったか。そのような観点から、取材段階においては少なくとも申立人をはじめ遺族など被害者関係者と接触を試み、その言い分も聴取するなどの被害者保護の観点からの積極的姿勢が求められる場合であったにもかかわらず、そうした努力をしていなかった点において、被害者に対する配慮に欠けるところがあったと判断する。

この点について、被申立人は、捜査機関からの確度が高い情報を得ていたとか、放送した分以外にも放送した内容と同様の認識が得られたから、あえて被害者遺族からの取材を行わなくても問題はなかったと反論している。しかしながら、もし被申立人において、その報道意図のなかで、一般的な境界紛争とは違って被害者側のとった特

異なる行動が本件犯行の背景にあるとする立場を取ったのであれば、少なくとも取材段階においてそのことについての反対取材を行うべきであり、それをしなかった点において公平性の観点から放送倫理上問題があったといわざるを得ない。

このことについて被申立人は、事件後申立人名で取材を自粛してほしいとの要請文が近隣住民に配付されていたので申立人ら遺族への取材を控え、また申立人ら遺族は被害者と同居しておらず、アプローチするのは事実上困難であったとしている。

しかし、申立人が配付した「報道関係機関の皆様へのお願い」と題する書面は、「私達の近所の方々にご迷惑とならないよう、取材の自粛をお願いいたします」と記載されたものであって、文面から見る限り申立人本人が取材を受けることを拒絶する意思を明示したもといえぬ以上、少なくともその真意を確認するくらいのことではできたはずである。しかも、本件放送が行われた日は加害者が起訴された後で、事件発生から1か月以上経ってからである。その間の時間的余裕を考慮せざるを得ない。

(5) 編集・放送段階における倫理上の問題

さらに編集・放送段階においては、少なくとも放送内容を見る限り、本件判決も問題にしているような加害者の言動等には一切触れることなく、その結果、見方によっては、被害者は加害者もしくはその家族に対して非常識で、意地悪な態度で接していたといったイメージを与えかねないものを含め、住民のインタビューを、7か所において延べ10人も重ねて紹介するなど、その放送の仕方において、被害者側への配慮に乏しく、公平性を欠く内容になっていることは否定できない。

委員会は、被害者夫妻の行った行動についての報道の内容自体はおおむね誤りはなかったとするものであるが、およそトラブルがあったとする場合、他方にも原因となった事実があるはずだという常識的視点が本件放送には欠落しており、その結果、公平性において問題が生じたものとする。このことは一般的な隣人トラブルではなく、一方が凶悪犯罪の被害者であったことを考えれば、被害者保護の観点からよりいっそう強調されなければならないことである。

(6) 小括

以上のとおり、本件放送は、取材段階と編集・放送段階を通じて被害者側の事情にも目を向け、その名誉と生活の平穏を保護するという配慮に欠けていたと言える。そのような配慮が尽くされていたならば、放送内容も被害者側に不公平感を抱かせるようなものにはなっていなかったであろう。そのことは本件のような深刻な殺人事件等を扱う場合にはよりいっそう留意されなければならない、メディアとしては想像力を働かせねばならないところである。委員会は、取材、放送の各段階においてそのような配慮に欠けた点に放送倫理上の問題があると判断する。

なお、本件申立てにおいて、申立人が企画意図と関係がないのに、この事件をあたかも「客寄せパンダ」のように利用されたとしていることに触れておきたい。

本件放送の企画意図が、本件事件を手掛かりとして、多くの地域で明治以来の不正確な境界図面がそのまま使われているために境界線をめぐる紛争が起きている状況を取り上げ、これを円満な方法で解決する手段として土地家屋調査士会が設置する紛争解決機関に相談できることをアピールすることにあつたと理解するが、本件事件は境界付近で起こった事件ではあるが、不正確な公図による境界線の位置そのものに関する争いでなかったことは被申立人も認めているところである。

広い意味での境界紛争との説明ではあるものの、VTR部分で本件事件とその背景を詳細に、しかも40年前に遡って伝えていることについて、果たしてその必要性があつたのか。本件事件が広い意味で境界にかかわる事件であり、境界紛争の解決方法について視聴者の関心を喚起したいという意図のもと、これを取り上げたことは基本的には編集の自由の範囲内と判断するものの、違和感を禁ずることができない。(もし、事件を取り上げることに必要性が全く認められないような場合には、たとえ犯罪報道であっても公共性、公益目的が認められないこともありうるということに留意すべきである)

本件では、犯罪被害者の立場、特に殺人事件で、被害それ自体の大きさと遺族が深い心の傷を受けていることに思いを致せば、遺族としてはよほどのことがない限り二度と、しかも大々的に触れられたくないという心情にあることは十分に理解できる。すでに述べた犯罪被害者に対する取材、編集のあり方という放送倫理上の問題があつたことを指摘するにあたり、このことも併せ付言しておきたい。

結論と措置

以上のとおり、委員会は、本件 から までの事実に関するナレーションと住民インタビューについては、名誉毀損や保護されるべき敬愛追慕の情を違法に侵害したとはいえず、全体的な印象としても、いわれもないのに、被害者が「長年にわたって加害者一家に嫌がらせを続けてきた人物」とであると報道したとは認められないので、申立人が求めている訂正放送、謝罪放送はいずれも必要がないと判断する。

しかしながら、委員会は、本件放送が、その取材と放送の仕方において本件被害者と申立人ら遺族の名誉と生活の平穩に対する十分な配慮に欠ける点があつたことにおいて、前記「放送倫理基本綱領」における「報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない」とされ、また前記民放連の報道指針における「事件の被害者に対し、節度をもった姿勢で接する」とされていることに照らし、放送倫理上問題があると判断する。

したがって、委員会は、被申立人に対し、本決定の趣旨を放送するとともに、今後は、報道においてより正確性、公平性を確保するよう留意して真実を追求し、かつ被害者等の名誉と生活の平穩のいずれをも害することのないよう公平な取材・報道をするよう十分配慮することを要望する。

なお、本決定には以下の「意見」がある。

意見

本件放送の主要部分について、真実もしくは真実相当性があると「委員会決定」が認めた点について異論はない。しかし、被害者夫妻と加害者の関係についての申立人の認識と住民インタビュー内容との相違や、被申立人が番組内で行った検証に使用した棒の形状、棒を置いた場所について、申立人が異議を唱えていることに関しては、報道一般において要求される真実性、真実相当性とは異なる水準で検討される必要があるのではないかと考える。

被申立人は、申立人の主張との食い違いを些細なものだとして問題にしていなが、それは被害者遺族の心情を考慮しない対応だと言える。第三者によって描かれた身内の姿が自らの知るものと違っている時にそれを認め難く感じ、自ら正したいと願うのは遺族の自然な心情だろう。もしも、そうした被害者遺族の心情を理解し、自らの知る被害者の真実の姿を伝えたいと願うその気持ちを汲むかたちで被申立人が遺族を取材していれば、結果として警察発表や近隣住民取材で得られた情報を被害者遺族側の見解とすり合わせつつ、より確かな事件像を描けていた可能性もあった。そして、そうした丁寧な取材と検証の作業が伴っていれば、被害者遺族は本件放送を納得しつつ受け入れていたのではないか。

しかし、現実には、被申立人は被害者遺族への聴き取りを控えたために取材は一方的なものとなり、結果として被害者遺族を納得させる「説得力」を番組に持たせ得なかった。こうした経緯をみると、被害者遺族との食い違いを「些細なこと」とする被害者の心情への無理解、配慮の乏しさは、実は番組作りにも深い影響を及ぼしていたのであり、「委員会決定」で指摘されている本件放送の番組構成上の問題も、もとを正せばこうした無理解や配慮不足に起因しているように思われる。

加えて、住民インタビューの内容、構成については、「委員会決定」においても公正さに欠ける点があるとして放送倫理上の問題を指摘しているが、さらに以下の問題点を述べておく。

本件放送でインタビューを受けて話しているのが顔を出さない住民ばかりになったことについて、被申立人は、隣人間トラブルで一方に荷担することがその後の隣人関係を危うくするとして、顔出しでインタビューに応じてくれる住民はいなかったと弁

明するが、顔を出さないことが「気軽に」噂話レベルを話すことにつながらなかったか。匿名扱いゆえに多くの近隣住民が被害者夫妻への批判的発言を繰り返し述べ、番組の構成においてもその匿名インタビューのみを多数つなげたために、事件の真相究明を超えて被害者夫妻の「悪者」イメージを強調する結果となったのではないか。被申立人は、取材過程で取材の自粛をするなど被害者遺族に対して「慎重」な姿勢をとったと主張するが、一転して番組作りでは「大胆」な被害者非難を繰り返し広げている。両者の間に大きなギャップを感じざるをえない。

犯罪報道において「人権配慮」が必要なことは、民放連が繰り返し述べている通りである。本件放送で、被申立人は被害者の側にも実は非があったという点を強調しようとするあまり、被害者遺族の心情に対する理解を欠いて「人権配慮」を十分に尽くさない番組を作ってしまったとは言えまいか。一般的な真実相当性の水準を越えて、その問題点をあえて指摘しておくことが、今後の犯罪報道における教訓となることを期待したい。

(武田徹 委員、山田健太 委員)

審理経過

本件の審理経過は、下記のとおりである。

年 月 日	審 理 内 容 等
2009.11.20	「申立書」を受理。
12. 9	テレビ朝日から「交渉経緯と見解」、同録DVD等を受理。
12.15	第156回委員会 審理入りを決定。
2010. 1. 7	テレビ朝日から「答弁書」を受理。
1.19	第157回委員会 審理。
1.21	申立人から「反論書」を受理。
2. 4	テレビ朝日から「再答弁書」を受理。
2.16	第158回委員会 審理。
3.16	第159回委員会 審理。
4.20	第160回委員会 審理。
5.18	第161回委員会 ヒアリング、審理。
6. 4	第1回起草委員会 「委員会決定」を起草。
6.15	第162回委員会 「委員会決定」案を審理。
6.29	第2回起草委員会 「委員会決定」案の修正を検討。
7.20	第163回委員会 「委員会決定」修正案を大筋了承。
7.30	持ち回り委員会で、「委員会決定」を最終了承。
8. 5	「委員会決定」を通知・公表。

**放送倫理・番組向上機構 [B P O]
放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)**

委員長	堀野 紀
委員長代行	樺山 紘一
委員長代行	三宅 弘
委員	大石 芳野
委員	小山 剛
委員	坂井 眞
委員	武田 徹
委員	田中 里沙
委員	山田 健太